詐欺被害回避へ 何をすれば?

毎日のように新聞やテレビで悪質商法・詐欺による被害の報道を見聞きします。 大切な老後の貯えや年金をだまし取られないようにするには、どんなことに気を付ければいいですか。

(70代女性)

消費の正しい知識 学んで

インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、架空請求・ワンクリック請求、会員制交流サイト(SNS)をきっかけにした副業・情報商材やマルチ商法のトラブルなど、さまざまな手口による悪質商法は依然として後を絶ちません。

新たに新型コロナウイルス感染症に便乗したワクチン・給付金詐欺や、外出自粛が長引く中でのネット通販トラブルや、コロナ禍で不安定な消費者の心理につけ込む悪質商法の事例も報告されています。

また、成年年齢が18歳に引き下げられたことで、契約の知識や社会経験が乏しい18、19歳が悪質業者のターゲットとなり、被害が増加することも危惧されています。

このような消費者被害、トラブルに遭わないようにするには、私たち一人一人が 消費生活に関する正しい知識を身に付けることが、今後ますます重要となってきま す。

県消費生活センターでは、全国の相談窓口に寄せられた事例を紹介しながら、その注意点・対処法をわかりやすくお話しする「消費生活出前講座」を実施しています。町内会や老人クラブなど一般の方はもちろん、各学校の授業やホームルーム、企業の研修会、講習会など、どなたでも無料でご利用できます。

幼児・児童生徒と保護者などを対象にした「大人も一緒に学ぶ親子講座」や、ビデオ会議システムの Zoom を使った「オンライン講座」など、対象の方に合わせ幅広く対応していますので、ぜひ積極的にご活用ください。

お申し込みは開催日の1カ月前まで、県消費生活センター(023-630-3237)へお電話ください。開催時間・内容などご希望により調整しますので、まずはお気軽にお問い合わせください。